

付議案第41号

市立学校の臨時休業の延長について

上記の付議案を提出する。

令和2年4月27日

福岡市教育委員会

教育長 星子 明夫

理由

本件については令和2年4月27日付2教総第241号により福岡県教育委員会教育長から協力要請があったところであるが、緊急事態宣言期間の翌日が大型連休の翌日であり、5月7日以降の学校の措置について、児童生徒及び保護者に十分な周知が困難であることから臨時休業を延長する必要がある、福岡市教育委員会事務委任規則第4条の規定に基づき付議するものである。

市立学校の臨時休業の延長について

下記の期間について臨時休業を行うもの。

- 1 小・中・特別支援学校及び高等学校

令和2年5月7日（木）から5月8日（金）まで